AMT/NEWSLETTER

Space Law

2025 年 10 月 1 日

宇宙活動法改正に向けた最新動向

―宇宙活動法改正 WG における検討内容のポイント②
新たな許可制度の全体像―

弁護士 清水 亘 / 弁護士 山田 智希

Contents

Ⅰ. はじめに

Ⅱ. 本 WG 第 1 回のポイント②:新たな許可制度の全体像

1. 議論の背景
2. 許可制度の全体像

Ⅲ. まとめ

I. はじめに

宇宙活動の多様化や宇宙活動をめぐる国際的な議論を背景とし、我が国の宇宙活動法の改正に向けた議論が本格化している。

本ニュースレターでは、前回号[1]から引き続き、2025 年 6 月 4 日に第 1 回会合が行われた宇宙活動法改正ワーキンググループ(以下「本 WG」という。)での議論について、公表資料[2](以下「本資料」という。)から読み取れる重要なポイントを簡単に紹介したい。

II. 本 WG 第 1 回のポイント②:新たな許可制度の全体像

1. 議論の背景

2018 年に施行された現行の宇宙活動法が抱える課題として、宇宙技術が日々進化し宇宙ビジネスも多様化している中、同法において、人工衛星の打上げ(地上から打上げ機を発射し、人工衛星を軌道へ投入する活動)と軌道上における

[1] https://www.amt-law.com/asset/pdf/bulletins14_pdf/250924.pdf

[2] https://www8.cao.go.jp/space/comittee/32-kaisei_wg/k_wg-dai1/siryou2.pdf

人工衛星管理の 2 種類の許可の枠組みしか設けられていない点が挙げられている。その結果、現行法の下では、たとえばスペースデブリの能動的除去に代表される軌道上サービスや月面探査といった新種の活動については、「人工衛星管理」の一類型として整理した上で、ガイドラインや新たな立法[3]の内容も考慮しつつ許可を与えるとの運用がなされている。しかし、本来は、宇宙活動法において、現在想定されるビジネスについては個別の許可制度を設けるアプローチが、事業者の予測可能性に資するという観点でも望ましいとも考えられる。

本 WG に先立って公表された、宇宙活動法の見直しに関する小委員会による宇宙活動法見直しに向けた中間とりまとめでも、今般の法改正において、様々な宇宙活動の類型に応じた許可制度を新設する方向性が示されていた。

2. 許可制度の全体像

本 WG において検討されている許可制度の全体像は、下図(以下「本表」という。)に示されているとおりである[4]。以下、本表を正確に理解するためのポイントをいくつか挙げておきたい。

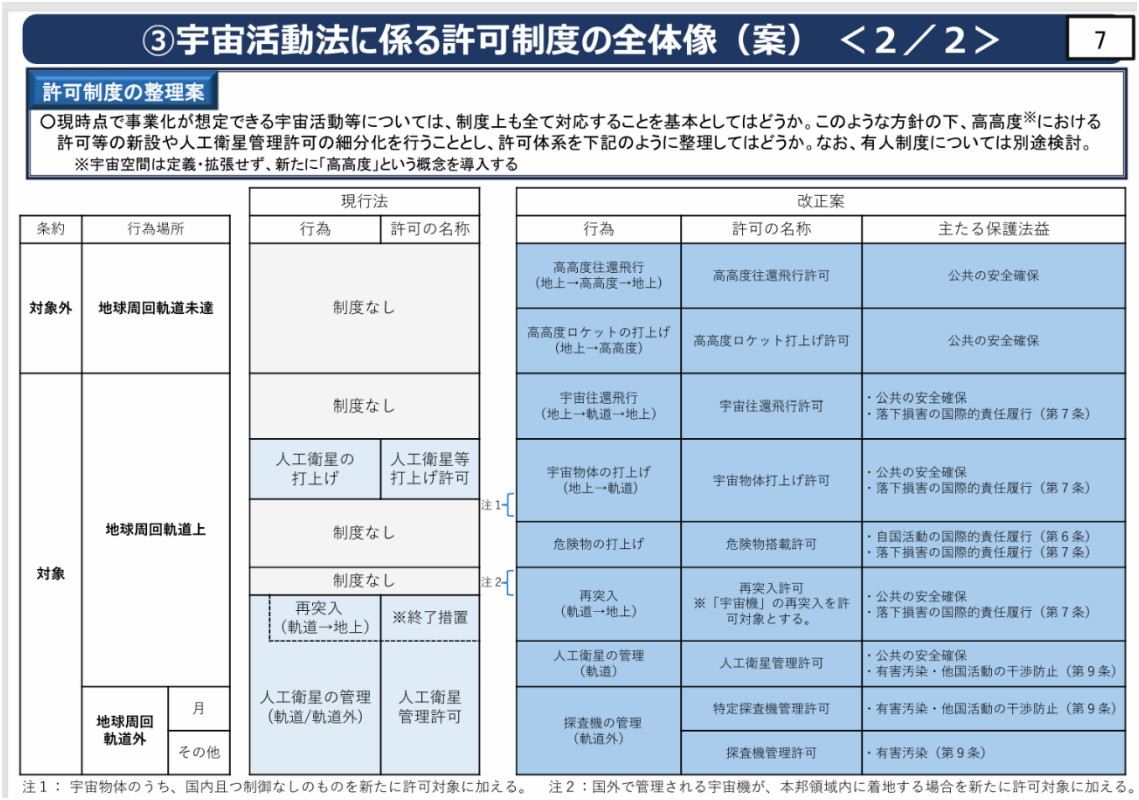

③宇宙活動法に係る許可制度の全体像（案） ＜2／2＞ 7

許可制度の整理案

○現時点で事業化が想定できる宇宙活動等については、制度上も全て対応することを基本としてはどうか。このような方針の下、高高度※における許可等の新設や人工衛星管理許可の細分化を行うこととし、許可体系を下記のように整理してはどうか。なお、有人制度については別途検討。
※宇宙空間は定義・拡張せず、新たに「高高度」という概念を導入する

条約	行為場所		現行法 行為	現行法 許可の名称	改正案 行為	改正案 許可の名称	改正案 主たる保護法益
対象外	地球周回軌道未達		制度なし		高高度往還飛行（地上→高高度→地上）	高高度往還飛行許可	公共の安全確保
					高高度ロケットの打上げ（地上→高高度）	高高度ロケット打上げ許可	公共の安全確保
対象	地球周回軌道上		制度なし		宇宙往還飛行（地上→軌道→地上）	宇宙往還飛行許可	・公共の安全確保 ・落下損害の国際的責任履行（第７条）
			人工衛星の打上げ	人工衛星等打上げ許可	宇宙物体の打上げ（地上→軌道）	宇宙物体打上げ許可	・公共の安全確保 ・落下損害の国際的責任履行（第７条）
			制度なし		危険物の打上げ	危険物搭載許可	・自国活動の国際的責任履行（第６条） ・落下損害の国際的責任履行（第７条）
			制度なし		再突入（軌道→地上）	再突入許可 ※「宇宙機」の再突入を許可対象とする。	・公共の安全確保 ・落下損害の国際的責任履行（第７条）
			再突入（軌道→地上）	※終了措置	人工衛星の管理（軌道）	人工衛星管理許可	・公共の安全確保 ・有害汚染・他国活動の干渉防止（第９条）
			人工衛星の管理（軌道/軌道外）	人工衛星管理許可	探査機の管理（軌道外）	特定探査機管理許可	・有害汚染・他国活動の干渉防止（第９条）
	地球周回軌道外	月				探査機管理許可	・有害汚染（第９条）
		その他					

注１： 宇宙物体のうち、国内且つ制御なしのものを新たに許可対象に加える。　注２：国外で管理される宇宙機が、本邦領域内に着地する場合を新たに許可対象に加える。

(1) 「高高度飛行」に関する新たな規制

まず、地球周回軌道にまで達しない飛行について見ていきたい。

前回号において紹介したとおり、現行法の下では、航空機よりも高い高度を飛行するものの、地球周回軌道にまで達しないような飛行体について、航空法においても宇宙活動法においても規制が置かれていない。そこで、そうした飛行を「高高度飛行」として、宇宙活動法において、航空機とも宇宙活動とも異なる新たな類型として位置づけることとされている。

---

[3] 宇宙資源探査については、2021 年に、宇宙資源の探査及び開発に関する事業活動の促進に関する法律(いわゆる宇宙資源法)が施行されている。

[4] 本資料 7 頁。

本表では、高高度まで達して地上に戻ってくる活動を「高高度往還飛行」、地上に戻ってこない飛行を「高高度ロケットの打上げ」と整理しており、別々の許可制度を設けることが想定されている。地上に戻るフェーズを含む「高高度往還飛行」については、大気圏への再突入や着地・着水（及び場合によっては機体の回収）につき、その安全性等に関する審査を要することから、「高高度ロケットの打上げ」とは別類型とされているものと考えられる。

(2) 人工衛星等の打上げに関する許可制度の多様化

次に、地球周回軌道に達する打上げ活動等については、どのような許可制度が想定されているのだろうか。

現行法では、人工衛星の打上げに関する許可制度のもとで、日本国内から人工衛星（軌道投入後に「使用」されるもの）を打ち上げ、これを地球周回軌道に投入する活動について規律している。他方、現行の制度では、以下の活動が規制対象に含まれないことになる。

i. モニュメントの軌道投入のように、軌道上で「使用」（制御）されるとはいえない宇宙物体を打ち上げ、軌道に投入する活動
ii. 地上から発射され地球周回軌道に達した後、地上へ帰還する活動
iii. 日本の企業等が日本国外から打ち上げを行う活動

そこで、本資料においては、まず i（モニュメント等）について、現行の人工衛星打上げ許可の対象範囲を拡張した「宇宙物体打上げ許可」という類型を設けることが想定されている。なお、「宇宙物体」という概念は、現行の宇宙活動法には存在しないが、今回の改正において、人工衛星のように軌道投入後に「使用」される「宇宙機」と、モニュメントのように使用されるとはいえない物体の両方を含む「宇宙物体」という概念を新たに設ける方向性が示されている。

次に、ii（地上への帰還）については、「宇宙往還飛行許可」という新たな類型を設けることが想定されている。

最後に、iii（国外での打上げ）については、危険物を打ち上げる活動について日本の宇宙活動法の規制を適用することとされている（「危険物搭載許可」）。国外での打上げを日本の宇宙活動法においてどこまで規制すべきかという問題は、宇宙条約において国家が自国の宇宙活動に関する国際的な責任を有するとされている点等に照らし重要な論点として検討されてきた。上記の宇宙条約等におけるルールに照らせば、自国領内からの打上げに限らず我が国に関係のある宇宙活動に広く規制を適用するべきという考え方があり得るが、その場合、打上げが行われる国の政府による規制にも服することとなるのが通常である。こうした二重規制は、事業者の事業活動にとって負担となることが避けられない。本 WG では、こうした点を踏まえ、両者のバランスを考慮し、危険物の打上げというリスクの高い宇宙活動に限り、国外からの打上げでも宇宙活動法を適用することが検討されているものと考えられる。

(3) 軌道内/外における「宇宙機」の運用

最後に、軌道上の人工衛星や惑星探査機の運用について、現在想定されている許可制度の概要を見ておきたい。

現行法の下では、1 でも触れたとおり、再突入や惑星探査といった多種多様なオペレーションを「人工衛星管理許可」のカテゴリーの中に含める運用が行われている。これに対し、本資料によれば、今回の宇宙活動法改正において、従来の「人工衛星管理許可」の枠組みは維持した上で、再突入については「再突入許可」、惑星探査については「探査機管理許可」（このうち、月面をはじめ既に他国も含め探査が一定程度進んでいる惑星については「特定探査機管理許可」）という新たな類型を設けることが検討されている。

これらは、再突入であれば再突入時の安全性、また探査機であれば探査対象となる惑星の環境保護や他国による探査への配慮など、軌道上のオペレーションとは異なる要素を考慮した審査が求められる。こうした理由から、それぞれ異なる活動類型として整理されることが検討されているものと考えられる。

また、もう一つ重要な点として、外国において管理されている人工衛星等の宇宙機が、再突入後に我が国の領域内に着地する場合の扱いが明確にされていることが挙げられる。現行の宇宙活動法においては、こうした場合を直接に規制対象とする旨の規定は存在しないが、本資料では、こうした場合に上記の「再突入許可」を必要とする方向性が示されている。

(4) 各類型の許可要件について

本表においても示されているとおり、今回新たに設けられる可能性のある各許可類型については、宇宙条約等において国際法上我が国が自国の活動について負うとされている責任（保護法益）との対応関係が整理されている。本資料においては、現行法上の人工衛星の許可要件について保護法益の違いに応じた見直しを行うことも提案されている。

現行法の許可類型の下においても、国際的な議論の内容は許可審査において既にある程度考慮されている。他方、国際的には、スペースデブリや惑星資源開発に関する法的論点をはじめ、多様な論点について議論が深まりを見せている。改正法における新たな許可類型について、具体的にどのような要件が設定されることになるのか、今後の議論を注視する必要がある。

III. まとめ

以上、本号では、本 WG 第 1 回で議論されたポイントのうち、宇宙ビジネスの多様化に対応した新たな許可制度の全体像について紹介した。

本 WG では第 2 回以降も様々な論点について議論されることが予定されており、当事務所のニュースレターにおいても引き続きフォローし紹介していきたいと考えている。

- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。

- 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。
弁護士　清水　亘（wataru.shimizu@amt-law.com）
弁護士　山田　智希

- ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、お問い合わせにてお手続き下さいますようお願いいたします。

- ニュースレターのバックナンバーは、こちらにてご覧いただけます。